

社会福祉法人南台五光福祉協会 職員親睦会会則

第一章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、会員相互の親睦と相互共済による福利増進を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、社会福祉法人南台五光福祉協会 職員親睦会（以下「本会」という。）と言う。事業は、各事業所で行い、各々に事務局を置く。但し、必要に応じ、合同で事業を実施することができるものとする。

(事 業)

第3条 本会は第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 退会金の給付
- (2) 慶弔金の給付
- (3) 福利厚生事業

(会 員)

第4条 本会の会員は、当法人の就業規則第3条（職員の定義）で定める職員とする。但し、臨時職員等の職員については、本人の意志及び事務局の判断による。

第二章 役員及び担当者

(役 員)

第5条 各事業所に、次の役員及び幹事を置く。

- (1) 会 長（役員） 1名
- (2) 副会長（役員） 1名
- (3) 会 計（役員） 1名
- (4) 監 事（役員） 1名
- (5) 担当者（幹事） 1～3名

- 2 会長は、各事業所の管理者が行うものとする。
- 3 副会長は、各事業所の副施設長または同様の職にある者が行うものとする。
- 4 会計は、管理課事務職員が担当するものとする。
- 5 監事は、会員から会長が選任するものとする。
- 6 担当者は、会員から会長が選任するものとする。

(役員及び担当者の任期)

第6条 前条の役員のうち、その職にあるため役員となった者以外の任期は2年とする。また、役員及び幹事に欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任は妨げない。

(役員及び担当者の職務)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代理する。
- 3 会計は、本会の出納を管理する。
- 4 監事は、本会の事務及び会計を監査し報告する。
- 5 担当者は、第21条第1項第1号で定める「会員が親睦を図るための行事」を担当する。

第三章 機 関

(会 議)

第8条 会議は、役員会及び全体会議とする。

- 2 役員会議は、会長・副会長・会計をもって組織する。ただし、必要に応じ監事や担当者等を参加させることができる。
- 3 全体会議は、全会員を持って組織する。

(役員会の権限)

第9条 役員会議は、次の各号に掲げる事項について決定する。

- 2 会則の制定改廃の立案に関する事
- 3 全体会議の開催に関する事
- 4 会務の運営上必要な事項に関する事

(全体会議)

第10条 全体会議は毎年1回、6月の全体会議で開会する。但し、会長が必要であると認めるときは臨時に召集することができる。

(全体会議の権限)

第11条 全体会議は、議決機関であって本会の意志を決定する。

- 2 次の各号に掲げる事項は、全体会議の議決を経なければならない。
 - (1) 会則の制定改廃に関する事
 - (2) 会の予算、決算に関する事
 - (3) 事業計画に関する事
 - (4) その他重要な事項を定める事

第四章 会 計

(会計年度)

第 12 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(会 費)

第 13 条 本会は、その目的を達成するために会員から毎月、会費 1, 0 0 0 円を徴収する。

(経 費)

第 14 条 本会の経費は、会費、法人の助成金等をもってあてる。

(監 査)

第 15 条 監事は、毎会計年度期日を定めて監査しなければならない。

- 2 監事は、必要があると認める時は、いつでも監査することができる。
- 3 監事は、監査結果を全体会議で報告しなければならない。

第五章 退会金、慶弔金の給付

(退会金)

第 16 条 会員が定年、自己都合、死亡等により退職したときは退会するものとし、その際は退会金を給付する。

- 2 平成 2 5 年 3 月までの措置として、退会金は在職期間 1 年につき 5, 0 0 0 円、1 年増す毎に 5, 0 0 0 円を加算した額とする。
- 3 平成 2 5 年 4 月からの措置として、退会金は在職期間 1 年につき 2, 5 0 0 円、1 年増す毎に 2, 5 0 0 円を加算した額とする。

(慶弔金の種類)

第 17 条 会員に給付する慶弔金の種類は次のとおりとする。

- (1) 会員死亡弔慰金
- (2) 家族死亡弔慰金
- (3) 慶祝金
- (4) 災害見舞金

(死亡弔慰金)

第 18 条 会員等の死亡弔慰金は下記のとおりとする。

【内 訳】

支給対象者	種別	金額	備考	
会員本人	香典	30,000円	施設	50,000円
	生花	1基(15,000円相当)		1基(15,000円相当)
会員家族 (配偶者・子供・実父母)	香典	20,000円	施設	なし
	生花	1基(15,000円相当)		

(慶祝金)

第 19 条 会員が結婚した場合、会員又は会員の配偶者が子を出産した場合、及び会員の子が小学校又は中学校に入学した場合は下記の額を給付する。

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 結婚祝金 (1回に限る) | 20,000円 |
| (2) 出産祝金 | 20,000円 |
| (3) 入学祝金 | 10,000円 |

(災害見舞金)

第 20 条 会員が水震火災、その他非常災害により被害を受け、家屋修繕費が100,000円以上必要となった場合は、災害見舞金として下記の額を給付する。

申請に際しては、修繕費等の領収書の写しを提出すること。

- | | |
|------|---------|
| 自然災害 | 20,000円 |
| 人的災害 | 20,000円 |
| 火 災 | 20,000円 |

第六章 福利厚生事業

(福利厚生)

第 21 条 本会会員の福利厚生のために行う事業の種類は次のとおりとする。

- (1) 会員が親睦を図るための事業
- (2) 会員の福利厚生を目的とする事業

- 2 前項の内、(1)の事業は、以下のとおりとする。
 - ①法人歓送迎会
 - ②各拠点親睦会
- 3 第1項の内、(1)の事業に、勤務により参加が不可能な職員に対しては、プリペイドカード等を支給することが出来る。
- 4 第1項の内、(2)の事業は、以下のとおりとする。
 - ①必要に応じて、会員へのアンケート調査を行った上で、ニーズの多い品物等を支給することが出来る。

第七章 その他

(会員資格の継続)

第22条 会員が、当法人が経営する事業所間の異動をする場合、その会員の身分は継続するものとし、第16条の退会金については、退職時に所属する親睦会が負担するものとする。

(その他)

第23条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、昭和61年 4月 1日から施行する。
- 2 平成10年4月1日一部改正 平成10年4月1日施行(第7章 雑則)
- 3 平成24年7月1日全部改正 平成24年7月1日施行
- 4 平成28年7月1日一部改正 平成28年7月1日施行(第2条、第4条、第5条
第6条、第7条、第9条、第11条、第13条
第14条、第16条、第22条関係)
- 5 令和 3年4月1日一部改正 令和 3年4月 1日施行(第21条関係他)

社会福祉法人南台五光福祉協会 職員親睦会「文化・体育活動」援助細則（廃止）

（目 的）

第1条 文化・体育活動の運営費を援助することにより会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（予算の交付対象）

第2条 予算の交付を受けることができる活動は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）スポーツを中心とした体育的活動で一団体3名以上
- （2）文化・芸術を中心とした活動で一団体3名以上
- （3）その他役員会が認めた活動で一団体3名以上

（予算の額）

第3条 年度援助上限額は、一団体20,000円とし、予算総額を50,000円とする。

（計画書の提出）

第4条 活動の代表者は、毎年度当初に当該年度の活動計画書及び予算書を作成し、会長に提出しなければならない。

（活動の実施及び予算の交付）

第5条 活動計画及び予算の申請があったときは、役員会でその内容を審査し、適当と認めるときは、その活動の実施許可を与え予算を交付する。

（実績報告）

第6条 活動の代表者は、活動がすべて終了したとき、直ちに実績報告（予算執行書）に実施した結果を証明する領収書等を添えて、会長に提出しなければならない。

（品位の保持等）

第7条 文化・体育活動を実施するに当たっては、職務上支障がない日を選定するとともに、法人職員としての品位を保持しなければならない。

附 則

- 1 この細則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成24年7月1日一部改正 平成24年7月1日施行（第1条、第3条、第5条、第7条関係）
- 3 平成28年7月1日一部改正 平成28年7月1日施行（第2条、第3条関係）
- 4 令和3年 3月31日廃止

社会福祉法人南台五光福祉協会 職員親睦会「福利厚生」細則（廃止）

（目的）

第1条 会員のニーズに応じた福利厚生を目的とする。

（福利厚生内容）

第2条 会員へのアンケート調査を隔年に実施し、ニーズの多い品物等を提供する。

また、会員が親睦を図るための行事に勤務で参加できない場合は、プリペイドカード等を提供する。

附 則

- 1 この細則は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 平成28年7月1日一部改正 平成28年7月1日施行（第2条関係）
- 3 令和3年 3月31日廃止